

この奨学資金は、貸与終了後は必ず返還する義務があります。返還しなければならないということを忘れず、約束どおりの返還をしてください。やむを得ない事情で計画どおりの返還ができない場合は、まず電話などでご相談ください。

※手続き等詳細については、お配りしている「返還のてびき」や、当会ホームページ(<http://www.pure.ne.jp/~syougaku/>)を参照してください。

1.返還の開始時期

奨学資金の返還は、貸与終了（卒業）後、翌月から、借用証書提出時に立てていただいた返還計画どおりに、口座振替により返還しなければなりません。

※ただし、返還猶予の手続をされた場合には、**猶予期間の終了した翌月からの返還**となります。

2.口座振替の開始時期

口座振替の事務手続き上、月賦の場合、初回のみ2か月分をまとめて貸与終了の翌々月に登録された預金口座から引き落とすこととなります。振替日の前日までに入金しておいてください。

※各返還方法の口座振替日は下表のとおりです。

返還方法	振替日
月賦返還	毎月27日
半年賦返還	9月27日 と 3月27日
年賦返還	9月27日
一括返還	貸与終了後半年以内の月の27日

※振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日が振替日になります。

3.返還金の滞納と督促

①返還金の滞納

・返還該当月の返納期限までに返還がないときは滞納となります。

・下記②により送付する督促状に記載の期限までに返還がない場合は、規定により支払の日までの日数に応じた延滞利息（年利10.95%）を別途請求させていただく場合があります。

②返還金の督促

・滞納となった場合は、状況に応じ、奨学生本人や連帯保証人へ文書、電話、自宅訪問などにより、返還指導や督促を実施します。

・上記の返還指導、督促を行ってもなお返還されないときは、期限の利益を剥奪し、返還期日がまだ到来していない返還金も含めて、**未納額全額を請求**することがあるほか、**債権回収会社**への回収委託や、支払督促、訴訟や強制執行など**裁判の手続きをとらせていただくことがあります。**

※返還が困難となった場合は、まず返還猶予となる事由に該当するか確認し、該当する場合は申請をしてください。また、該当しない場合でも、ご相談ください。ご相談がないまま滞納が続くようなことにならないよう注意してください。

※裁判となった場合、裁判にかかる費用についても負担いただくこととなります。

4.返還の猶予

奨学生本人が、猶予となる事由（大学等への進学・求職中・経済的事情等）に該当する場合は、返還猶予（返還を先延ばしにする）制度が利用できます。

・返還のてびき、または当会ホームページを参照のうえ**毎年4月1日から4月20日の間に、必要書類を当会まで郵送等により提出してください。**また、年度途中でも申請できますので、その際は、申請月の翌月からの猶予となります。

・返還猶予の期間は、当該年度1年以内です。（経済的事情の猶予事由は10月から翌年9月まで、経済的事情以外は4月から翌年3月までです。）

・経済的事情による申請は、所得証明書が6月以降の発行となるため、初年度は年2回の申請が必要です。1回目の猶予期間は4月から9月まで、事情が引き続く場合2回目は10月から翌年9月までです。

・引き続き猶予事由に該当する場合は、**毎年度申請**を行う必要があります。

※特に、大学等に進学する場合、**2年目以降の猶予申請手続きを忘れる**ケースが見られますのでご注意ください。

※この制度は奨学生本人からの申請がないと適用できません。ご希望の場合は必ずご自身で申請をしてください。

※猶予期間は通算10年が限度です。（高校・大学等の在学猶予の期間は除きます。）

※経済的事情による猶予は平成28年11月から受付開始、平成29年4月返還分から対象となります。

5.卒業後の諸手続

・以下①②の事由が生じた場合は、直ちに返還のてびき、または当会ホームページを参照のうえ、必要書類をご提出ください。

①奨学生・連帯保証人の氏名・住所変更

②連帯保証人の変更

※電話番号の変更は電話による届出可

※住所不明等により連絡がつかなければ、当会から返還指導、督促ができず滞納額が増える原因になりますので必ず届出をしてください。

・以下③④の事由が生じた場合は、直ちにご連絡ください。必要な手続きをご案内します。

③返還口座を変更したい場合

④返還残額の一括返還・一部繰上返還・返還計画の変更をしたい場合

書類の送付先・問い合わせ先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁第1号館別館1階

公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会

奨学資金第2課返還第1係

TEL 078-361-6636 FAX 078-361-6677